

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会
開 催 日 時	令和5年(2023年)4月25日(火) 午後6時00分から 午後8時00分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第2委員会室
出 席 者	久委員(会長)、加嶋委員(副会長)、海老原委員、中原委員、若井委員
欠 席 者	—
案 件 名	(1) 諮問 (2) 会長・副会長の選任について (3) 審査会の運営について (4) 枚方市立地域活性化支援センターについて (5) 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 募集要項(案)・要求水準書(案)について (6) その他
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会委員名簿 資料2 諮問書(写) 資料3 枚方市立地域活性化支援センターについて 資料4 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 募集要項(案) 資料5 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 要求水準書(案) 資料6 様式集(案) 資料7 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会開催日程(案)
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・会長に久委員、副会長に加嶋委員を選任する。 ・会議は非公開。会議録は作成の上、本審査会答申後に公開する。 ・資料については、参考資料を除き本審査会答申後に公開する。 ただし、委員名簿は情報公開を進める今日の状況から公開する。 ・枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業募集要項(案)、 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業要求水準書(案)、 様式集(案)については、委員の意見を踏まえた上で修正する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する「情報の公開をしない ことができる情報」に該当する内容について審議するため
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	本審査会の答申後に公開
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	観光にぎわい部 商工振興課

審議内容

【事務局】

それでは、時間になりましたので、第1回枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは、審査会の開会に先立ちまして、観光にぎわい部長の富田よりご挨拶申し上げます。

この度は、枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会 委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。また、お忙しい中、この様に遅い時間からの開催にも関わらず、お集まりいただき、改めて、感謝申し上げます。

さて、本市では、起業の創出や地域企業の支援施設である地域活性化支援センターを中心に「手厚いサポートのある関西一創業しやすい街」に向け、取り組みを進めているところでございます。しかし、昨今の社会・経済情勢の他、公共交通機関のアクセスが良くないなどの要因もあり、本センターの利用率は低い状況にあります。こうした状況を踏まえ、本市では、多様な利用ニーズにも応えられるよう利用環境を拡充いたしまして、令和6年4月のリニューアルオープンを目指しているところでございます。その実施事業者の選定にあたりましては、公募型プロポーザル方式で行うことで、単なるハード整備に留まらず、今後の事業展開に資するよう「創造性」の発揮に繋がる提案を求めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野からご意見を頂戴し、本事業者の選定審査として、最優秀提案者の選定まで、お力添えいただきますようよろしくお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、開催に際しての挨拶とさせていただきます。

それでは、本審査会の会長が選任されますまでの間、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の審査会におきましては、後ほど会議の公開・非公開をご決定いただきますが、審査会の会議録の正確性を期すために補助的に会議を録音させていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、審査会の委員として、ご就任いただく皆様をご紹介します。名簿はお手元に資料1としてお配りしておりますのであわせてご確認ください。それではご紹介させていただきます。

海老原智子税理士事務所 税理士 海老原 智子委員でございます。

摂南大学理工学部建築学科 教授 加嶋 章博委員でございます。

小坂谷・中原法律事務所 弁護士 中原 明日香 委員でございます。

近畿大学総合社会学部 教授 久 隆浩 委員でございます。

モスクワ州国立大学地理・生態学部 講師 若井 郁次郎委員でございます。

なお、委嘱状につきましては、お席に置かせていただいておりますのでお受け取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。本日は委員5名全員のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、本審査会が成立していることをご報告いたします。

次に、本審査会の事務局職員の紹介をさせていただきます。

観光にぎわい部長の富田でございます。

観光にぎわい部次長の中川でございます。

商工振興課課長代理の三嶋でございます。

商工振興課係長の森本でございます。

商工振興課主任の佐藤でございます。

最後に、私は商工振興課長の谷江でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。本日の資料は

資料1 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業事業者選定審査会委員名簿

資料2 諮問書（写）

資料3 枚方市立地域活性化支援センターについて

資料4 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 募集要項（案）

資料5 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 要求水準書（案）

資料6 様式集（案）

資料7 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会開催日程（案）

また、参考資料としまして

参考資料1 枚方市附属機関条例（抜粋）

参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程・枚方市情報公開条例（抜粋）

参考資料3 枚方市産業振興対策審議会の意見について

参考資料4 枚方市立地域活性化支援センターパンフレット

でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って案件をご審議いただきたいと思っております。まず、案件（1）諮問についてでございます。本日、本審査会に対し枚方市長より諮問書を提出させていただいております。お手元の資料2をご覧ください。私の方で諮問書を読み上げさせていただきたいと思っております。

<諮問書読み上げ>

本審査会は、この諮問に応じ、枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業に係る公募型プロポーザルにおける最優秀提案者（契約候補者）の選定に関しまして審議し、答申を行っていただくために設置した審査会でございます。選定にあたりましては、申請団体が提示します事業計画書やプレゼンテーションの内容について、総合的に各申請団体を比較検討し、審査会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を委託契約予定事業者として、答申いただくものでございます。

続きまして、案件（2）会長、副会長の選任についてですが、枚方市附属機関条例の規定によりまして、本審査会には委員の皆様方の互選により、会長、副会長を置くこととなっております。事務局案といたしましては、本市における創業支援の実態を踏まえ、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えております。そうした観点から、会長には、まちづくり分野においてご活躍されております久隆浩委員に、副会長には、建築分野でご活躍されております加嶋章博委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、会長に久隆浩委員、副会長に加嶋章博委員を選任いただくことをご承認いただきましたので、恐れ入りますが、久委員、加嶋委員は、会長・副会長の席へご移動をお願いします。それでは、会長、副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【久会長】

それでは、先生方のお力をお借りしながらこの審査会を進めてまいりたいと思います。今回は建物の内部の設計もごございますので、様々な分野の先生方のご見識で良い事業者が選考できるように期待をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは加嶋副会長お願いいたします。

【加嶋副会長】

ただ今、本審査会の副会長に選任いただきました加嶋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会長の補佐を務めつつ、せつかくの施設がより良い活用に繋がるよう努めてまいりたいと思いますので、皆様のご指導をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

それでは、以降は、久会長に審査会の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【久会長】

それでは次第に沿いまして進めてまいりたいと思います。案件（３）審査会の運営について、まずは事務局より説明いただきますようお願いいたします。

【事務局】

それではお手元の参考資料 2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）をご覧ください。この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第 3 条の網掛け部分ですが、本市では、原則として、会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております（１）から（３）のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。また、第 3 条第 2 項におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議においてご決定いただく旨を規定しております。事務局としましては、本審査会でご議論いただく内容については、この第 3 条の（２）、枚方市情報公開条例第 5 条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。裏面に本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本審査会では、この（６）実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものであり、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

次に、会議録の作成についてでございます。資料表面に戻っていただきまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第6条第4項にございますように、会議録については審議の経過が分かるように発言者及び発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆様の発言内容について、全文筆記又は全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。なお、事務局としましては、会議録につきましては、事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。以上でございます。

【久会長】

ありがとうございます。ただ今、審査会の公開等、特に会議の公開・非公開、会議録の公開に関する説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは、事務局提案の通り審査会の会議は非公開、会議録は作成の上、本審査会の答申後に公開することにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、審査会の提出資料の取り扱いについて事務局より説明をいただきたいと思っております。

【事務局】

それでは、審査会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、ご説明いたします。事務局としましては、先ほどご決定いただきました審査会の会議録と同様、審査会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるもの」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める観点から、募集要項にも記載させていただいております。委員名簿の取り扱いについても、審査会の透明性確保の観点から、公表とさせていただいております。以上でございます。

【久会長】

ただ今のご説明内容についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは、ないようですので事務局の提案通り、審査会の提出資料等については、本審査会の答申後に公開、委員名簿については、氏名、職業について公表するというところで進めていければと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、次に案件（4）枚方市立地域活性化支援センターについてを議題といたしま

すので、まずは事務局より説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、枚方市立地域活性化支援センターについて資料3をご覧くださいませでしょうか。枚方市立地域活性化支援センターは平成17年度に開設した起業の創出・地域企業の支援施設でございます。事業開拓、道を拓くという意味を込めまして愛称を「ひらっく」と定めております。1. 趣旨ですが、コロナ禍により、テレワークやDXの推進、オンラインへのシフトの対応が必要となったこと、また、枚方市駅からバスで15分かかる場所にあることから公共交通機関のアクセスが良くない等の要因もあり、稼働率が低い状況となっております。こうした状況を踏まえ、インターネット環境の改善、テレワークや創業の準備段階から経営支援まで幅広い利用が可能となるコワーキングスペース・シェアオフィスの設置、子育て世代の創業・就労を支援する一時預かり保育サービスの試行実施など、多様な利用ニーズにも応えられる環境整備を図るため、ひらっくの利用環境の充実に取り組むものでございます。取組について3. リニューアルオープンに向けてをご覧ください。令和6年4月を実施時期としまして、主な取組としては、無料Wi-Fiの導入、コワーキングスペース・シェアオフィスの設置、一時預かり保育サービスの試行実施、専門分野に強みを持つ事業者の誘致を行ってまいります。また、財源としましてはデジタル田園都市国家構想推進交付金を充当いたします。コワーキングスペース等のPRを通じて、本市への移住・定住に繋げていくためのものございまして、令和5年度中に企画・設計・施工・プロモーションを単年度で実走まで行う必要がございます。続きまして、5. 整備手法をご覧ください。こちらを実現するために、総合管理、デザイン・設計、工事監理、施工、プロモーションについて公募型プロポーザルで実施するものでございます。6. スケジュールにつきまして、4月から7月にかけて、本事業者選定審査会を3回開催し、10月もしくは12月に地域活性化支援センター条例の一部改正を行います。9月から令和6年3月にかけて設計・工事を行い、3月には周知に係る部分としまして、講演会や見学会を開催し、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて進めてまいりたいと思います。参考の項目に記載しておりますが、ひらっくをより良い施設とするべく、令和4年度は枚方市産業振興対策審議会にて審議を重ねてまいりました。利用環境の充実ということで、特に稼働率の低いパソコン研修室をコワーキングスペース・シェアオフィスにリニューアルすることについて、ひらっく利用者や市民を対象にオンラインでアンケート調査を実施しております。この結果等を受けまして、審議会から意見具申をいただくとともにひらっくを目指すべきビジョンを策定しております。このビジョンにつきましては、別紙で付けておりますのでそちらをご確認ください。「多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設へ～手厚いサポートのある関西一創業しやすい街 枚方を目指して～」ということで、創業支援のワンストップ相談窓口となり、専門家による経営相談、人材及び組織の育成支援等を行うとともに、利用者同士が交流でき、ビジネス面での相乗効果が期待できる機会を創出するというものでございます。これを実現するために5つの柱を立てております。下の図をご覧ください。「ワンストップ相談窓口」「テレワーク環境の整備」ということで環境づくりを行ってまいります。ターゲットについては「子育て世代の支援」「若手起業家の育成」を行ってまいります。中核にありますのが「コミュニティの形成」というところで、創業者・創業準備者が集う施設へという点、また、異なるステークホルダー間での協働促進という点で、創業者や企業、行政等の異なるステークホ

ルダー間のギャップを埋め協働を円滑に進める主体となるものといたしましてひらつくが中間支援組織の役割を担っていくものだと考えております。5. 整備手法に記載しておりますが、枚方市産業振興対策審議会から「スペースを作っただけでは交流は生まれません。単なるハード整備に留まらない、ソフト面で特長を有する施設となるよう積極的な取組を期待する」といったご意見をいただいております。本プロポーザルではこういった趣旨やひらつくのビジョンを十分にご理解いただいた上で、今後の事業展開に繋がるような創造性の発揮に影響を与えられる施設となる提案を求めていますと考えております。説明は以上でございます。

【久会長】

ありがとうございます。具体的な内容につきましては、また後ほどの募集要項（案）等の中でもご議論いただけたらと思いますが、今回の事業の全体像をご説明いただきました。何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは、具体的な内容の方で様々ご意見を賜りたいと思いますので、案件（5）枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 募集要項（案）・要求水準書（案）について、まずは事務局よりご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業 募集要項（案）・要求水準書（案）についてご説明いたします。募集要項につきましては、運営事業者を選定する際の申請者の資格や、提出を求める申請書類の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。また、要求水準書につきましては、本市が当該事業の実施において、受注者に求めるサービス水準を示した書類となります。本日、これらの内容について、委員の皆様からご意見等をいただき、市におきまして、内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、まず、募集要項の内容の説明をさせていただきます。お手元の資料4枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業に係る公募型プロポーザル募集要項（案）をご覧ください。まず、2. 趣旨としましては、先ほど地域活性化支援センターについての説明でもお聞きいただきましたが、地域活性化支援センターの利用環境の改善を図るため、インターネット環境の改善、コワーキングスペース・シェアオフィスの設置など多様な利用ニーズにも応えられる環境整備を行うものになります。具体的には、シェアオフィスに副業マッチング事業者を誘致し、副業を希望する人材と枚方の企業等とのマッチングを推進し、市内中小企業のDX推進などの課題を解決する先駆的なセンターを目指していきます。また、コワーキングスペースでは、子育て世代の創業・就労への支援や若手起業家育成などの環境づくりに取組み、手厚いサポートのある関西一創業しやすい街を目指すこととしています。3. 委託業務の概要としましては、（2）施設概要として、名称は枚方市立地域活性化支援センター、輝きプラザきららという施設の5階から7階になります。パンフレットをお手元のタ

ブレットに表示させていただいております。大学から譲り受けた施設として、5階は主に貸室、6階はインキュベートルーム、7階は200人規模の講演が可能なイベントホールを備えております。延床面積は3,667.91㎡、今回はこのうち主に5階フロアのパソコン研修室1・2、ラウンジと廊下などの共用部分の改修となります。それぞれの場所の写真をご確認ください。パソコン研修室1・2、突き当り廊下スペース、廊下部分、ラウンジになります。資料の2ページに移ります。整備対象部分としては5階フロアのうち合計503.7㎡としておまして、ただし無線LAN等環境整備については5階から7階の別途指定場所としております。(3)委託内容としては、総合管理、デザインを含む設計、工事監理、施工及びプロモーションに係る業務としており、かなり幅広い分野のプロポーザルとなっています。(4)委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日まで、(5)提案上限額としましては2,670万円、ただし、プロモーションに係る費用の上限については300万円としております。その下の調査基準価格につきましては、入札という最低制限価格となっております。

(6)契約金額の支払いとしまして、この契約は委託契約にはなりますが、設計・工事の要素が大部分を占めることとなりますので、前払金等の設定をしています。4.参加資格要件としましては、(1)参加者は1者または複数の構成員からなる共同企業体であることとしています。このプロポーザルは幅広い分野を網羅する必要があることから基本的には共同企業体での参加となることを想定しております。(2)については共同企業体を構成する場合の注意事項等をお示ししています。③代表事業者を選任し、代表事業者の責任割合を最大とすること。⑥共同企業体の構成員は、重複して1者又は他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとしております。(3)からは実際の参加資格要件について記載しています。①元請けとして過去15年の間に完了した、同種施設の改修に係る総合管理、設計、工事監理及び施工業務の履行実績を有すること。②元請けとして過去15年の間に完了した、地方自治体におけるシティプロモーション業務の履行実績を有すること。③設計及び工事監理を担当する構成員は一級建築士事務所の登録を受けていること。⑩選定審査会の委員が属する企業またはその企業等と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと、を定めています。それ以外の項目については、競争入札参加資格の要件等についての記載となります。続きまして、5.公募型プロポーザルの概要としまして、(1)審査体制についてです。この審査会に諮って審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。表に皆様のお名前を記載させていただいております。(2)は実施スケジュールになります。かなりタイトな日程となっております。まず、5月10日に募集要項・要求水準書の公表、5月16日に施設見学会、参加資格・提案審査に関する質疑の受付は5月11日から19日の正午まで、質疑への回答は5月29日正午、参加表明書等の受付は5月30日から6月7日まで、提案書等の受付は6月20日までとしております。プレゼンテーションの実施が7月4日、提案審査結果の通知が7月中旬から下旬、提案審査結果、審査講評の公表が7月下旬となっております。6.から8.につきましては、スケジュールに記載している項目の受付方法等について定めたものでございます。8ページをお開きください。9.提案審査の実施をご覧ください。(1)の②ア.プレゼンテーションの所要時間は説明最大20分、質疑応答20分程度を予定しております。このプロポーザルが提案いただく分野が広いことから最低でも質疑応答に20分は確保したいと考えております。9ページに移りまして、(2)提案審査の評価基準としまして、表にまとめております。募集要項ではこの評価基準を中心にご議論いただければと考えおりますのでよろしくお願いたします。100点満点と

してありまして、記載している内容を評価のポイントとして1つの黒ボツを仮に5点として積み上げております。点数の付け方についてもご審議いただければと思っております。1. 業務目的及び業務内容の理解度・充実度として、施設の現状を把握し、この業務の趣旨及びセンターの目指すべきビジョンを理解し、今後の事業展開に向けた方向性を提示しているか 10点、2. 実施体制及び事業全体のスケジュールとして、履行実績や業務推進体制、実現可能なスケジュールかどうかなど 15点、3. 整備内容としまして、デザイン性、機能性、セキュリティ、その他ということで45点、こちら事前にお送りした内容から少し修正しております。記載内容自体に変更はないのですが、項目の中で組み換えを行っております。まず、デザインの項目ですが、もともと「デザイン性が高く創造性を発揮できる」と記載しておりましたが、文章の組み換えを行いまして、「デザイン性に優れ、居心地の良く魅力的な空間となっているか」、「創造性が発揮できるような空間となっているか」という文章に修正しております。また、セキュリティにつきましても文章の組み換えを行い、「動線や現施設の運営を考慮し、遮音性やセキュリティについて対策が講じられているか」と修正をさせていただいております。10ページ一番上に、「将来を見据えた非対面での受付について、具体的な提案が付されているか」とあります。事前のご説明では非対面での管理運営の費用についても整備内容に含めることを想定していましたが、予算の関係もあり受付手法等について提案いただく形に変更しています。4. プロモーション関係としまして、シェアオフィス・コワーキングスペースのPRや本市の魅力向上や移住定住促進につながる効果的なプロモーションになっているかなど 15点、5. 今後の事業展開を見据えた提案としまして、施設リニューアル後の事業展開を見据えた提案について 5点としています。こちらについては、今回の提案額には含まれませんが、将来的に必要な機能・設備についての提案も含めています。最後に価格点としまして、積算価格及び積算の妥当性 10点としております。表の下に下限の点数の設定ということで、審査会委員5名が評価した結果の合計点300点、6割の点数を設定しています。(6) 1者提案ということで、提案者が1者のみであっても評価基準に基づいた内容の審査を行い、選定の可否を決定するとしています。11ページ以降につきましては、留意事項、契約の締結、提出書類一覧、提出書類の作成要領となっています。なお、様式につきましては、様式集にまとめております。お手元の資料6様式集の中の様式7をご覧ください。こちらが実際に提案いただく際に提出いただく業務提案書になります。A4サイズ換算後30ページ以内にまとめ、各項目につきまして図や表、イメージ図などを用いて説明してください、としています。実際には業務計画書の別紙の部分の内容をご提案いただくこととなります。

引き続き、要求水準書の説明をさせていただきます。お手元の資料5枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業公募型プロポーザル 要求水準書(案)をご覧ください。I 総則、1. 位置付けについてですが、募集要項と一体のものとし、業務提案を行う際の内容及び品質の満たすべき最低限の水準とします。受注者の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力を最大限に生かすため、基本的な考え方のみを示すにとどめるとしてあり、公共施設の既成概念にとらわれない、柔軟かつ多様な視点と発想を期待するほか、利用者が快適に過ごすことができ、先進的で機能的なデザイン、空間とし、この業務の趣旨やセンターの目指すべきビジョンを理解し、単なるハード整備に留まらない、今後の事業展開に繋がるような「創造性」の発揮に影響を与えられる提案を求めるとしています。2. 業務範囲については、総合管理、設計、工事監理、工事、プロモーションとしてありまして、(6) その他③では、

今後の事業展開を見据えた提案についても範囲としています。なお、今回の提案額には含まれませんが、将来的に必要な機能・設備等がある場合は、あわせて提案を行うこととしています。2ページをお開きください。3. 対象施設の概要ということで、お手元のタブレットに詳細図面を表示していますのでご確認ください。整備対象部分としては、このうちパソコン研修室1・2、そのほか共用スペースとなっています。ラウンジは保育室の上のスペース部分、窓際スペースは右端の縦長の部分を指しています。廊下スペースが245.6㎡となっており、全体の面積の半分を占めています。他の貸室利用者も廊下を使用するため、動線に工夫が必要であるほか、かなり廊下幅が広いと、一定スペースを利用するような提案もいただきたと考えております。3ページ目、II要求水準としまして(3)全体について市が想定する最低基準の具体的な内容を記載しています。A 5階部分のパソコン研修室1・2及び共用スペースの改修ということで、①以下の空間を確保し、各空間に必要なと思われる什器・備品を設置すること。こちら事前に送付した資料から括弧書き部分を追加しております。お部屋についての共通認識を図るために追記しました。シェアオフィス(月極の貸しオフィス。半個室の定員2名程度)4室程度、コワーキングスペース(座席自由の時間単位で個人利用できるスペース)20席程度、WEB会議にも対応可能な個別ブース1席程度、商談や打ち合わせができるスペース2室程度、集中スペース(集中できる静かな空間)10席程度、休憩スペース(飲食サービスの提案を含む)、受付スペースとしています。②利用者が使いやすく居心地の良い空間とすること。③施設内のセキュリティや遮音を整備すること。また、今後、非対面での受付を行うことを想定した提案を付すこと。④全体的に統一感があり、デザイン性の優れた内装、什器・備品とすること。⑤必要な電気設備改修を行うこと。ただし、輝きプラザきらら全体が国の補助金を活用して既にLED照明を整備しているため、既設の照明を活かした照度の確保やデザイン設計を行うこととしています。なお、新型コロナウイルス感染症の対策を実施する項目につきましては、市で対応できる項目であるため、事前にお送りした資料の内容から削除しました。また、元々パソコン研修室2の廊下側の壁を撤去し、ガラスパーテーションにするなど視認性の確保を要件としておりましたが、予算上の観点から必須要件から外しました。続きまして、B 無線LAN等環境整備として、タブレットに表示しました無線LANの整備図面を参考にさせていただきながら進めたいと思います。施設全体の別途指定場所に光回線を引き込んだ上で、無線LANアクセスポイントの設置若しくはLANポートを開通し、施設内においてパソコンやタブレット等により施設利用者が事業活動できる環境を整備することとしています。ただし、別途指定場所のうち一部アクセスポイント設置不要の箇所があるとしており、図面上で赤く囲っている部分は設置が必要な場所で、青く囲っている部分は不要な箇所となっています。これは、アクセスポイントを設置するとランニングコストが即かかってきますが、商工会議所執務場所等については今すぐ必要ではないことから対象範囲から除くものになります。機能としましては、①整備箇所のアクセス回線は下り最大1Gbpsの通信が可能な光回線であること、②光回線は1本の光回線を割り当てる専有型であること、③アクセスポイントは40台程度が同時接続した場合でも通信品質や耐久性に問題がないこと、④必要な保守を行い、契約期間満了時に市に速やかに移行を行うこと、⑤セキュリティ面を考慮した対応ができること、としております。ここで、②の専有型について少しご説明させていただきます。タブレットをご覧ください。光回線につきましては専有型と共有型があります。専有型は1本のインターネット回線を1社で独占して使用できるものになります。他のユーザーの影響を受けず、安定かつ一定の品質

を維持、提供が可能となります。一方で、共有型とは、1本の回線を何本も分岐させることで、近隣の複数企業が共有で使用するものになります。この場合、1Gbpsと謳っていてもアクセスが多くなり高負荷となると遅延や切断といった問題が起こります。実際に、枚方市内にある民間のコワーキングスペースでこの問題が起こったため、共有型から専有型へ変更したと聞いており、今回、専有型を条件としています。5ページからは総合管理、設計業務、工事監理、施工について記載しております。9ページをご覧ください。（8）プロモーションについてですが、A 施設利用促進として、シェアオフィス・コワーキングスペース見学会の開催のほか、施設紹介リーフレットの作成や施設PRを実施することとしています。次の10ページに移りまして、B シティプロモーションとして、①市の認知度を高めるため、市外在住の子育て世代をターゲットに、市公式プロモーションサイトへの誘導を行うWEB広告の提案・広告クリエイティブの制作及び配信としており、実施にあたってはアクセス数のKPIの設定を求めています。※1と※5が事前にお送りした内容から追加したものになります。※1 広告発信を行う期間は令和6年2月頃から1か月以上を目安とする。※5 目標アクセス数を25,000件以上、としています。②配信したWEB広告に対し、グーグルアナリティクス等を用いたアクセス解析を行い、解析結果とPR効果を検証した報告書を作成することとしています。（10）業務の再委託についてですが、再委託は原則禁止とするとしておりますが、なお無線LAN等環境整備に係る業務については、再委託を可とするとしています。これは先ほどご説明させていただきました専有型という回線が特殊であり、採用している事業者が限られているためそのような規定を盛り込んでいます。なお、Ⅲ資料として、現況の平面図、5階改修平面詳細図、無線LAN等環境整備図面を付けております。要求水準書（案）の説明については以上でございます。

【久会長】

ありがとうございます。かなり多岐にわたっております。どの観点からでも結構ですが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

【若井委員】

財源であるデジタル田園都市国家構想推進交付金は確定しているのでしょうか。

【事務局】

採択されております。

【若井委員】

その中で委託料全額を賄えるのでしょうか。

【事務局】

2分の1補助となっております。

【若井委員】

残り2分の1は市が負担するというのでしょうか。

【事務局】

その通りです。

【若井委員】

その前提がきちんとしていなければプロポーザルが進められないと思いましたので確認させていただきました。

【久会長】

資料4の1ページ、趣旨3段落目「テレワークによる事業推進のための環境を整え、具体的にはシェアオフィスに副業マッチング事業者を誘致し、副業を希望する人材と枚方の企業等とのマッチングを推進する」とあり、こちらは副業に限らなくても良いのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】

専門分野に強みを持つ事業者を誘致していくという趣旨で、副業だけに限定している訳ではございません。こういった事業者の誘致により、その事業者が備えている機能をセンターで活用できるということもございますので、その中の1つに副業があると考えております。

【久会長】

主業でも良いとどこかに書いていますでしょうか。ここだけを読むと、副業が表に出過ぎていきますので、副業の方に入ってください、そこでマッチングするのがシェアオフィスの目的だと見え、誤解を招くのではないのでしょうか。

【事務局】

副業の部分については、誤解を招かないような表現に修正させていただきます。

【久会長】

また、参加資格要件である3ページ目の四角で囲われた部分で、300㎡以上の「同種施設（テレワーク施設）」の改修実績を求めています。これによりかなり事業者が限定されるのではないのでしょうか。テレワーク施設は最近になって出てきたものですから、テレワーク施設の改修実績となると、事業者がかなり絞られてしまうのではないかと思います。もう少し幅を広げて良いのではないかと思います。

【事務局】

大きく「事務所」の改修等にした方がよろしいでしょうか。

【久会長】

その方が良いかと思います。「テレワーク施設」と限定してしまうと、この実績を持っている事業者がかなり限られてしまうかと思いますので、事務所・オフィスの改修実績等、もう少し広げていただいた方が事業者の手が挙がりやすくなるかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。ただ今のご指摘を踏まえ、もう少し対象を広げられるような内容に修正させていただきます。

【久会長】

この辺りについて、加嶋副会長から何かご意見はありますか。「テレワーク施設」となると、限定し過ぎかと私は思います。

【加嶋副会長】

ここで「テレワーク施設」とはどういう意図で出てこられたのでしょうか。300㎡以上のオフィスとすると広がるとは思いますが、逆に広がり過ぎるとも言えるかと思えます。

【事務局】

近年テレワーク施設が増えてきているということもありますので、テレワークを推進する施設に限定した方が、本事業の趣旨に沿った事業者に手を挙げていただけるのではないかと考えたのですが、「事務所」と広げることで事業者の方も増えるかと思えますので、その辺りについては修正させていただきます。

【加嶋副会長】

最近の表現で言いますと、例えばシェアオフィスの経験があるところだとかになってくるかと思えます。

【若井委員】

ある意味で、デジタル田園都市国家構想推進交付金に引っ張られているのではないのでしょうか。幅広く考えておられると思いますが、この交付金に引っ張られてテレワークという言葉が入ってきたのかと思えます。

【久会長】

このオフィス改修によりシェアができ、そこでLANの強化ができればテレワークができるようになるわけですから、必ずしも今までと同じようなテレワーク施設の経験がなくとも恐らく設計はできると思います。そんなに特殊なことではないと思いますので、そういう意味ではオフィスの改修経験があれば十分かと思えます。この辺りは事務局の方で検討いただければと思います。

【事務局】

資料3の別紙で付けております地域活性化支援センターのビジョンについて、枚方市産業振興対策審議会でご意見をいただいた際にも、ひらつくに求められる機能としてテレワーク環境を充実させていくといったご意見をいただいております。こういった点をビジョンに落とし込み、この募集要項の中でもその辺りを踏まえた書きぶりになってはいますが、ただ今の委員の皆様からのご意見を受け、表記については修正させていただきたいと思えます。

【久会長】

ここは内容的なものではなく、実績がなければ手を挙げられないという要件の話であり、かなりシビアになりますので、そこはもう少し広げておいて、あとはいろいろなものの読み込みでここで要求されるものをしっかりと提案していただければ良いかと思います。他はいかがでしょうか。

【中原委員】

資料5 要求水準書（案）10 ページのB. シティプロモーションの①の下※1で広告配信を行う期間について「令和6年2月から1か月以上」と明記されています。これは4月からのリニューアルオープンに合わせてということだと思のですが、どういうタイミングでどういう配信をするかということ自体、戦略の一部ですので、そこをあえて要求水準として書いておかなくても、K P I が達成できるようなタイミングと内容を考えてもらえば良いと思います。これを書かれたのは何か理由や経過があるのでしょうか。

【事務局】

施設が出来上がるのが令和6年2月頃だと考え、開始時期を令和6年2月としております。このシティプロモーションの項目※2で「広告クリエイティブの制作については、シェアオフィス及びコワーキングスペースなどの施設紹介を含めた内容とすること」としておまして、やはり施設が出来上がったタイミングでその内容を入れ込んだ形でPRした方が良いのではないかと考え、このように記載させていただいております。実際に2月に間に合わないとなった場合は、イメージ図等になるかと思いますが。

【中原委員】

実際にできたものの動画なり写真が入る想定だからということでしょうか。

【久会長】

早ければ早い方が良いのではないのでしょうか。遅くともこの時期から、という手もありますよね。

【中原委員】

C Gを使うなりどういうビジュアルにするかも含め、より良いものを考えてもらえば良いと思うので、その内容によっては現物ができていないと無理とも限らないですし、2月よりも逆に直前の方が良い配信内容もあるでしょうし、会長が仰ったようにもっと早い時期から出しておいた方が良い場合もあるかもしれません。利用者にどう利用してもらおうかという内容によって、どれくらい早くからこういうことができますよ、ということを発信しておいた方が良いかということも変わってくるかと思いますが、あまり限定しない方が良いのではないかと思います。

【海老原委員】

誇大広告というか、あまりにもすごいものができるということを書き過ぎてはいけないということなのではないでしょうか。実際に出来上がったものが、言っていたものと全く違うというこ

とがないようにという意味合いでしょうか。

【事務局】

出来上がるものをしっかりと伝えていこうという趣旨で書かしていただきましたので、事業期間と完成する時期と広告できるタイミングということでこのような表現としていましたが、K P I を達成するための提案を募る方がより良い提案がいただけるかと思っておりますので、仰っていただいた趣旨に沿う形に修正させていただきたいと思っております。

【久会長】

よろしく申し上げます。他はいかがでしょうか。

【若井委員】

資料4募集要項の評価基準についてです。上から10点、15点、45点、15点、5点、10点で合計100点満点ということで、先ほどご説明の中で黒ポツ1つが5点、というお話がありました。別の考え方として、10点、15点といった点数の枠だけはしっかりと決めておき、中の黒ポツについては、各委員ご専門の分野によって価値の付け方、評価の仕方が変わってくるかと思っておりますので、15点という上限の中で考えてもらうという方法もあるかと思っておりますがいかがでしょうか。黒ポツ1つを5点にこだわる必要もないかと思っております。

【中原委員】

黒ポツの数で全体の点数を割って1つの点数を5点としなくても良いということでしょうか。

【若井委員】

そうです。全体の10点、15点というのは良いと思いますが、評価する際に委員によって評価軸が異なるかと思っておりますので、判断していただく際、各委員に柔軟性を持っていただいた方が良いのではないかと思います。

【久会長】

5点の積み上げで15点とするのではなく、15点満点で0点から15点までを付けてもらうという考え方で、整備内容についてはあまりにもたくさんありますので、全部で45点でなくもう少し「デザイン」、「機能」等と分けていただき、そこを総合的に採点していただき、細目を積み上げて10項目くらいで付けていただいた方が良いのではないのでしょうかというご提案かと思っております。こういった事業者選定では、細かく分けるタイプとざっくりとしているタイプがありますので、皆様が採点しやすい方法が良いかと思っておりますがいかがでしょうか。

【中原委員】

ある程度柔軟に採点したいと思う反面、この黒ポツ1つ1つが大事な要素としてここに書かれているかと思っておりますので、全ての要素についてきちんと見れているかという点は意識しなければならないかと思います。ある程度柔軟にしつつも、黒ポツ1つの目安が5点、という点にははっきりした方が良いかと思っております。

【久会長】

基本としては5点を意識しながら、その合計で枠ごとの点数を付けていただくというご提案かと思います。

【事務局】

事務局としては、黒ポツ1つが5点という目安で審査内容に落とし込ませていただいております。整備内容については全体で45点としており、その中でも審査いただきたい項目としてデザイン・機能・セキュリティ・その他の4つの中分類を設定しておりますので、デザイン10点満点、機能10点満点、セキュリティ10点満点、その他15点満点の大きな枠の中で各委員に柔軟に配分を考えていただくというやり方も良いと思います。

【加嶋副会長】

たしかに整備内容のところは45点とかなり配点が大きいので、場合によっては評価に差が出過ぎてしまう可能性があると思います。この黒ポツ1つ1つはかなり精査された大事なものが残っていると思いますので、きっちりとそれぞれの内容を評価していく必要があると思います。デザイン・機能・セキュリティ・その他のジャンルで分けて、あとは黒ポツ1つ5点を目安にして採点すると良いのではないかと思います。また、5点を目安とするとして、その項目が満点のときに5点が入るのであって、ある程度満たしているが少し足りない、という黒ポツもあるかと思いますが。そういう場合に委員ごとに評価が分かれてくる可能性が大いにありますので、完全に満たしている場合にAとして、やや不足するが満たしている場合にBとするなど、5点のうちAなのかBなのかとする方法もあるかと思いますが。厳密になり過ぎる傾向もありますが、目安とはいえ5点満点をどう入れるかということも事前にある程度コンセンサスを取れると良いかと思います。

【久会長】

よくあるのは一定水準を満たしている場合が3点、優れている点がある場合に4点、非常に優れている場合に5点とし、2点、1点となると、いろいろと課題が残る点数ということです。その辺り5点満点の3点はこういう意味、4点はこういう意味ということを経験間で共有しておき、事前にすり合わせをすれば良いかと思います。

評価基準に議論が集中していますので、評価基準に絞ってご意見を賜ればと思います。

【海老原委員】

配点の大小はありますが、各審査項目とも大事な要素だから6項目に分けているわけですよ。複雑になるかもしれませんが、例えば審査項目1が10点満点のうち1点、2点しかないが、デザインが満点に近いといったように極端な場合があるとすると、全体の点数は高くなるが、1つの項目は非常に点数が低い場合に、それも同じように見て良いのかという問題があるように思います。各項目の足切りのようなものができると良いのではないかと思います。

【久会長】

よくあるのは、それぞれの項目で0点や1点が付いてしまうとそれでアウトですという方法です。ボーダーを作るのであれば0点、1点となるかと思います。

【事務局】

今考えておりますのは、全体での下限として総合計で6割を最低基準として設けさせていただいております。

【久会長】

恐らく審査方法のお話にも関わってくるかと思いますが、合計点数で即座に決まるのではなく、一定話し合いの上で審査会としてどうするかという判断になりますよね。そこであまりに極端な例があれば、総合計に関わらずどうするかという話で調整させていただくという手もあるかと思います。

【海老原委員】

その調整ができるのであれば良いかと思います。

【久会長】

先ほど若井委員が仰られたようにそれぞれ委員の専門領域が違いますので、各委員がプレゼンを聞き、その印象を含め話し合う中で、専門の委員はそういう見方をしているのかということですり合わせをし、各委員の点数を微修正するという作業も必要になってくるかと思えますので、その時に問題の項目があればご指摘をいただきながら調整できるかと思えます。

【事務局】

参考までに他市の事例で言いますと、0点の項目がある場合は総合計が高くとも選定しない場合がある、といった文言を募集要項の中に入れていた事例もございますので、本市においても同様に追記することはできるかと考えております。

【久会長】

0点というのはよっぽどひどい内容だと思います。

【事務局】

黒ポツ1つを5点としまして2点が2つ以上出た場合、あるいは最も低い点が1つでも出た場合は総合計が高くとも選定しない場合があるということを予め募集要項の中に入れさせていただくこともできるかと思えます。

【久会長】

心配なのが、たくさん事業者が来てくださると良いのですが、1者提案になった場合にあまりにボーダーをはっきりし過ぎるとそこで引っ掛かってしまいます。1者提案の場合に、事務局との修正協議の余地を作るのであれば、あまりすばっと切られないよう書きぶりは工夫していただいた方が良いと思います。

【中原委員】

会長が仰ったように気になる点が生じたときに審査会で協議し、点数を調整するという
ことをするためには、それぞれの点数を確定するまでに協議する時間が必要だと思いますが、
それをこの第2回と第3回の間で設定できるのでしょうか。

【事務局】

2回目の審査会が午後6時からを予定しておりますが、事業者の応募件数によっては皆様
のご都合がよろしければその後にお集まりいただくということもできるのかと思います。ま
た、先ほど会長が仰られたように審査の際に皆様に付けていただいた点数がそのまま決定と
いうわけではなく、一度仮の点数として付けていただき、皆様方が付けられた点数が極端に
離れている場合は、なぜこの点数を付けたのかということをご議論いただく場を設定させて
いただくことは可能だと考えています。そのような形でも構わないということであれば会長
にご相談させていただき、点数の付け方は工夫させていただけたらと思っております。

【中原委員】

イメージとしては、プレゼン後に議論の必要が生じた場合に2～3日の間に急遽30分だ
けでもWEB会議を設定するといったイメージでしょうか。

【若井委員】

事務局が仰っているのはその日で決めてしまいたいということではないでしょうか。

【事務局】

資料7をご覧くださいませでしょうか。審査会の開催日程ですが、第1回が本日4月25
日、2回目が7月4日、3回目が7月11日となっております。2回目と3回目の間が非
常に短い期間となっております。この間に、出していただいた資料を事務局にてまとめていく作
業に入りますので、この間にWEB会議を設定するというのはスケジュール的に厳しいかと
考えております。可能であれば第2回終了後、その日のうちにお時間をいただけるとありが
たいです。

【久会長】

細かい手続きについて確認ですが、第2回の開催日である7月4日に個人個人の採点表を
提出するのですよね。

【事務局】

イメージとしては7月4日には一度お持ち帰りいただき、次回第3回の際に持ち寄って
いただくということを想定しています。

【久会長】

4日には提出せずに第3回までの然るべきときに事務局へ提出するということでは
しょうか。

【事務局】

そうです。

【久会長】

集計できたものが第3回の資料として出てくるということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【海老原委員】

議論した上で点数の変更ができるのであれば、4日に一度仮の点数で提出してしまった方が良いのではないのでしょうか。

【中原委員】

その場で採点を終える人もいれば、持ち帰って資料を見返してから採点する人もおり、人によって違うと思います。

【事務局】

スケジュール感としては、4日の審査会終了後は一度お持ち帰りいただき、その後2日以内に採点表を事務局までお返しいただくという形でお願いしようと思っております。事務局にて取りまとめた上で、第3回で集計結果を発表するという流れを想定しております。意見交換の場を設けるのであれば第2回の終了後になるかと思えます。

【久会長】

第3回の冒頭でもできますよね。第3回の冒頭で、全体の結果と各委員の横並びの表を見せていただき、1人だけ低い、高いということがあった場合に修正されますか、ということで調整していただき、最終フィックスしていけばそれほど手間はかからないと思います。

【事務局】

4日に仮で付けていただいた点数を事務局にご提出いただく日数については調整させていただきますが、仮で付けた点数を事前に事務局にご提出いただき、集計したものを11日にご議論いただき、ご議論いただいた上で修正されるということであれば修正していただき、それを最終の点数ということで審査会の中でお決めいただくということではいかがでしょうか。

【久会長】

今2点の異なる話題で進行していると思います。1点目は海老原委員が仰った、ある項目だけが極端に低い場合にどうするか、という話から始まったかと思えます。それは募集要項の中にも、ある項目が低い場合は選定されない場合がある、ということを明記されると同時に全体を見通したときにある事業者の項目があまりにも低い場合は協議をするという点が

1点です。もう1点は、各委員の評価がぶれているとき、全体の調整は必要ないと思いますが、各委員が他の委員の点数を見たときに修正できるタイミングがどこで取れるかという話だと思います。それは第3回の冒頭で見てください、即座に判断ができるかと思いますが、他の委員になぜこのような点数を付けられたかご質問し合うことができれば、15分程度で最終の点数を付けることは可能かと思いますが、そうさせていただきますでしょうか。

【海老原委員】

そういうことであれば、先ほど中原委員が仰ったように第2回の当日にその場で採点することがなかなかできにくい人もいますということですので、最初にご提案いただいたように当日提出しても良いし、1～2日後に提出しても良いという形にした方が良いのではないのでしょうか。

【加嶋副会長】

良いと思います。1点目の、ある事業者のある項目が極端に低いことがあるかもしれないという点に関しては第2回の後にその点に該当するような提案はなかったかという話を委員間で実施し、なければ良いと思いますが、あった場合にそこで意見交換の場を設けるのが合理的かと思いますが、自分の評価が他の委員とかけ離れているかもしれないというのは、会長が仰ったように横並びにして初めて分かりますのでそれは第3回の冒頭でしかできないと思います。第2回終了後には、足切り点について意見交換の場が少しあれば良いと思いますが、評価シートの提出自体はその場でなくても第3回に間に合えば2日後でもどちらでも良いかと思いますが。

【久会長】

ありがとうございます。これまでの経験上、1者提案でない限り、ある項目が極端に低い事業者は他の項目も低いので、最初に切られてしまうパターンが多いと思いますが、念には念をとということかと思いますが。その他、配点の項目で何かご意見はありますか。

【若井委員】

審査項目の3. 整備内容<デザイン>の項目について、2つ目の黒ポツに「創造性が発揮できる」という言葉がありますが、あまりイメージができませんので何か他の言葉があればと思うのですが。

【久会長】

この辺りが提案者の腕の見せ所かと思いますが。雑談の中からはいろいろな新しい発想が出てくるということで、雑談ができるような空間が創造性を発揮できる空間ということで提案してくる事業者もありますでしょうし、静かに自分の中で考えていくことを創造性と捉える事業者もありますでしょうし。

【若井委員】

そこは提案内容を見て考えないといけませんね。

【中原委員】

これを書かれたときのイメージとしては、これから起業しようとする方がアイデアを得やすいとかインスピレーションを得やすいような空間になっているかというイメージだと理解していたのですが、それはそういう意味合いでよろしいでしょうか。

【事務局】

仰る通りです。起業の創出のための施設ですので、マッチングなども含め、これからのビジネスのイメージを与えられるよう、創造性を発揮できるようなという意味合いで書かせていただいております。

【久会長】

シェアオフィスとコワーキングスペースについては、月極で借りるのか、あるいはタイムシェアするのかなというような借り方で分けてらっしゃいますが、恐らくそういう形だけでなく若井委員が仰るように、静かな空間を求めている方はシェアオフィスを借りると思いますし、わいわいがやがやで創造性を発揮したい方はコワーキングスペースを積極的に使われると思います。そういう異なるスペースで使い方を多様化するというのが今回のポイントだと思います。そこを上手く組み合わせてこられる事業者を見分けたしたいと思います。さらに言えば、事務局が「マッチング」と仰っていますが、コワーキングスペースでわいわいやっているうちに勝手にマッチングできたりもします。そのように勝手にマッチングできる空間や機能を提案していただけると面白いと思います。評価基準に関して他に何かご意見はありますでしょうか。

【中原委員】

先ほどのお話では「創造性が発揮できるような空間となっているか」という表現はこのままで全て包含しているのではないかという結論でしょうか。

【久会長】

私は表見はこのまま、で事業者でイメージしていただいたら良いと思います。いわゆるインキュベーション施設ですから、創造性というのが1つの重要なキーワードになるかと思います。

【若井委員】

提案が出てきたときにそれを見て我々がどう考えるかですよね。

【久会長】

他に評価基準以外のところでもいかがでしょうか。

【加嶋副会長】

資料5の9ページ目プロモーションA. 施設利用促進のところですが、施設紹介リーフレットの作成といった項目がありますが、例えばこういったリーフレットの作成もコストがかかると思いますが、こういったコストあるいはPR映像の制作費用等も全て提案額に含めら

れているということでもよろしいでしょうか。また、先ほどシティプロモーションの発信時期のお話がありましたが、PRを行う期間というのは施設がオープンするまででないといけないのか、もちろんコストが後からかかってきますがオープン後も継続してやりますという提案があっても良いのか、そういった辺りの事前の想定があれば教えていただけますか。

【事務局】

今回の事業は履行期間が令和6年3月31日までとなっていますので、基本的な提案内容としては3月31日までのプロモーション活動を想定しています。ただし、提案額には含まれないが提案として出していただける分については一定評価はできるかと考えております。

【久会長】

改修した後は誰がどうマネジメントしていくのでしょうか。

【事務局】

今回の事業には運営の部分は入っていません。この施設自体、管理運営を北大阪商工会議所へ委託していますので、そことの兼ね合いにはなるかと思いますが、そういった提案を受けて最終的にどのように運営していくかということは今後協議していくことになるかと思えます。

【久会長】

先ほどの加嶋副会長のご指摘は、せっかく良い物を作っても4月以降はどうされますか、というお話でしたので、マネジメントは誰がするのですかということの確認です。今後も随意契約で商工会議所へ委託するのであれば、コンテンツを全て商工会議所へお渡しするという事も考えられます。そうすると著作権の問題も出てきますので、4月以降著作権を移行することに同意してくださいという項目も設ける必要があります。

【事務局】

著作権の取扱いについては資料5要求水準書の2ページ目に記載しております。「当該著作物等に係る著作権を当該著作物の引き渡し時に発注者へ無償で譲渡することとする」としております。

【久会長】

コンテンツの著作権自体も市がもらえ、あとは自由に使えるということですね。そういう意味では継続性を確保できますね。他はいかがでしょうか。

【中原委員】

資料5の9ページ目(8)プロモーションについてですが、利用促進のために以下の事業を実施すること、として見学会やリーフレットの作成等が挙げられていますが、ここに書かれていることは必ずこれを実施しなければならないということでしょうか。極端な話、SNSを重視して紙媒体のリーフレットは作らない等という裁量は与えないということでしょうか。これを実施することが望ましいが代替案があるのであれば構わない、という書き方で

はないので、必須という捉え方になるかと思いますが、必須にするのであればその理由をお伺いできますか。

【事務局】

リーフレットの作成に関しましては周知する上で、我々も活用していきたいと思っておりますので一定成果物として作っていただきたいという思いはあります。ただ、それと「ともに」という書き方をさせていただいておりますので、それ以外にもSNSの発信であるとか他の方法での周知についてもご提案をいただけたらと思っております。

【中原委員】

リーフレットの作成は最低限必須ということですね。

【久会長】

要求水準書ですので、書いている限りはやっていたかかないといけないということですね。あとプラスアルファで何をやらせようとするかは提案の中身なのでやってくださいということですね。要求水準書の中で、リーフレットの印刷枚数等を指示するケースもありますが、今回はそこまでしていないのでそこで調整してくださいということですね。

【中原委員】

やはり行政の方はどこかに持って行く機会が多いので最低限リーフレットは作ってほしいということでしょうか。

【事務局】

そうです。

【中原委員】

分かりました。もう1点よろしいでしょうか。**資料4**募集要項の9ページ目、評価基準1.に関わることで、先ほど審査会前に現地を見に行った際に感じたのですが、立地が悪く集客に困っているという話がありますが、近くに大学がありそこには若い学生が来ています。学生のと時からスタートアップの機会を与えてあげるとい時代の流れもありますので、この事業の中にも入ってくると良いのでは、というイメージを持ちました。募集要項1ページ目2.趣旨にも書かれている「若手起業家育成」というワードを見て、学生も入ってくるものでしょうか。事前に資料を読んだ際にはあまり学生をイメージして読んでいませんでした。「若手起業家」というと20代の人というイメージで、「学生」というワードがこの中には一度も出てこないもので、地元の学生をイメージするために一言ぐらい入れた方が良いのではないかと思います。

【久会長】

最近では、3年生のと時からすでに合同会社を作ってビジネスを始めている学生もいます。大学では起業支援を自らやっていて、大学が支援しただけでも30~40人規模になってきています。元気のいい学生はわざわざ書かなくとも自分で調べて勝手に飛び込んできます。あ

えて学生を支援する、と書いてしまうと、何かをやってもらえる、と考える学生が寄ってきてしまい、支援が大変になるのではないかというイメージがあります。

【中原委員】

学生を支援するという点を前面に出すかは事業者の判断だと思いますが、今回のプロポーザルにあたり、学生への支援もイメージした事業者にプレゼンテーションに来てほしいと思っています。「若手起業家」というワードだけで、学生もイメージした事業者が来てくれるかという点が心配なのですが。

【久会長】

あまり書き過ぎると、そういうことを求めていると理解されてしまいますので提案内容に差が付きにくくなるという面もあるかと思います。

【中原委員】

書いていなくても気付いてほしいということでしょうか。

【久会長】

そうです。実際に現地に行っていただければ、大学が近くにあるということはわかりますので、それをきちんと書き込める事業者の力量を問おうと思えば、あまりヒントを差し上げてしまうと横並び感が強くなってしまいますので、そういうことはあまり書かず隠しておいた方がよいという選択肢もあると思います。

【若井委員】

ここに至る議論までに「若手起業家」には学生も含む広い概念とすることになったと記憶していますが。

【事務局】

ビジョンの中の5つの柱の1つである「若手起業家の育成」のところに「学生ベンチャーのビジネスサポート」と記載させていただいております。

【中原委員】

拝見しました。ただ、このビジョンは募集要項等には入っていない資料かと思いますので、そのワードを入れた方がよいのかいらないのかという趣旨です。

【久会長】

恐らく真剣に取りたい事業者は参考と書いている資料もしっかりと読んでくださると思います。表面上で書いてこられるのか、あるいはしっかり読み込み、立地条件も考えながら提案されている事業者なのか見極めをするのであれば、あまり募集要項の中に書いてしまうと横並び感が強くなり力量が見えなくなってしまう危険性はあると思います。

【中原委員】

ありがとうございます。

【久会長】

学生というワードは出さないということによろしいでしょうか。

<異議なし>

【久会長】

その他に細かな話で重要だと思っているところが、資料6様式集の様式7別紙の業務計画書ですが、別紙をこういった枠の中に収めてほしいのか、あるいはもう少し自由な様式の中で提案しても良いのかその辺りはいかがでしょうか。

【事務局】

項目さえ網羅していただければ様式は問いませんので、別紙の上部に「以下と同様の項目構成となっている場合は、様式を変更しても構わない」と記載させていただいております。

【久会長】

A4サイズにもこだわらないということですね。

【事務局】

A4換算で30ページ以内とはしていただきますが、提出される様式の大きさについてはA3もしくはA4とさせていただきます。

【久会長】

デザイン様式は自由ということによろしいですね。今回はデザイン提案ですので、この辺りの見せ方が上手なところはデザインが上手いところだと思います。あまり縛らない方が良いのかと思いましたが、その辺りの自由度は担保できているということですね。

その他はいかがでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

様々ご意見を賜りましたが、募集要項と要求水準書は早々に修正し、公募にかけないといけませんので、お聞きする限りではそれほど無理のない修正事項かと思っておりますので、この場で修正箇所について確認を取りましょうか。

【事務局】

まず、評価基準についてです。注意事項として、ある項目において極端に低い点数が出た場合には選定しない場合がある、といった注意書きを入れさせていただきます。また、点数の付け方につきましても、ある程度幅を持たせて各委員において調整ができるようにすると同時に「整備内容」については、デザイン・機能・セキュリティ等の中項目を設定します。

募集要項 1 ページ目、趣旨のところでは副業という部分が目立ち過ぎているというご意見をいただきましたので、書きぶりについては調整をさせていただきます。募集要項 3 ページ目の参加要件で「同種施設（テレワーク施設）」と記載していますが、この書き方だと対象が限定されてしまうというご意見をいただきましたので、もう少し対象が広がるよう調整させていただきます。

続きまして、要求水準書の 10 ページです。B. シティプロモーションの※1 について、広告発信の期間を元々「令和 6 年 2 月から 1 か月以上を目安」という書き方をしていますが、こちらは K P I を達成するための効果的な期間というニュアンスに表現を変更させていただきます。

【久会長】

修正箇所の方向性として漏れている点はないでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは事務局にて修正していただき、細かい文章についての最終チェックは私と加嶋副会長にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【久会長】

それでは、修正後に確認を取らせていただき公募の手続きに移らせていただければと思います。

【加嶋副会長】

修正ではないのですが、1 点お伺いしたい点が漏れていました。**資料 4**募集要項の 2 ページ目（5）提案上限額 26,700,000 円の算定の背景ですとか、こういった価格での類似事業実績などがありましたら教えていただけますでしょうか。

【事務局】

タブレットに資料を提示しておりますが、事業費の積算内訳をざっくりと記載させていただいております。まず、W i - F i 環境整備に 5,100,000 円、設計・施工・備品 18,600,000 円、プロモーション 3,000,000 円の計 26,700,000 円となっております。また、下に類似実績例として、同じ公募型プロポーザルにてサテライトオフィスの整備をされたいちき串木野市の例を記載させていただいております。総合管理、設計、工事監理、施工で提案上限額が 23,749,000 円となっております。延べ床面積はこちらの例の方が少し小さく 346.56 m² となっておりますが、こちらに関しましては提案事業者の方から総合管理、設計、工事監理、施工だけでなくプラスアルファとしてプロモーションも必要だろうということで提案によってプロモーションが付随されている形になります。また、備考にも記載しておりますが、この内容の中にはトイレ改修や水道管改修、空調設備の設置も含まれております。

もう一例が、安芸高田市のコワーキングオフィス整備事業として提案上限額が 28,600,000 円です。延べ床面積が 366.72 m²で、こちらはトイレと給湯室の設置を含むということですが、同様の規模の例ですとこちらの 2 市が挙げられます。

【加嶋副会長】

ありがとうございます。

【久会長】

それでは、募集要項・要求水準書についてはこちらで終了させていただきます。最後に案件（6）その他について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それではお手元の資料 7 枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会開催日程（案）をご覧ください。枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業の委託事業者の選定を行っていただく本審査会につきましては、本日を含め 3 回の開催を予定しております。7 月 4 日午後 6 時から開催します第 2 回審査会において、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、7 月 11 日午前 10 時からの第 3 回審査会において、選定結果をご報告いたしまして、委員の皆様の方の合議の上、答申をいただきたいと考えております。また、本日の資料につきましては、事務局でそれぞれバインダーにて保管させていただきます。お持ち帰りいただく場合には、次回ご持参いただきますようお願いいたします。以上でございます。

【久会長】

ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは、あと 2 回ご都合いただきますがよろしく願いいたします。予定しておりますた案件は全て終了しましたが、何か言い残したことなどはありますでしょうか。

<意見等なし>

【久会長】

それでは以上を持ちまして、第 1 回枚方市立地域活性化支援センター利用環境充実事業者選定審査会を閉会します。時間をかけて非常にしっかりと見ていただきまして、ありがとうございました。

以上